

仕様書

- 1 委託業務名
水質モニタリング調査業務（南庄）
- 2 業務の内容
閉鎖後の残土処分場において地下水及び周辺水路水の調査を実施し、その結果の報告を行う。
- 3 委託場所
大津市伊香立南庄町
- 4 履行期限
令和9年3月31日
- 5 調査項目、調査回数等

【地下水の調査】

- (1) 調査項目
別表1のとおり
- (2) 調査回数
 - ・全シアン、シアン化物、鉛、砒素、ふっ素
3地点×12回（毎月1回。ただし、3月についてはその月の第1週。）
 - ・カドミウム、六価クロム、総水銀、セレン、硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素、ほう素
3地点×2回（令和8年6月、同年12月）
- (3) 調査場所
別図のとおり（地下水②、⑦、⑧の3地点）
- (4) 試料採取方法
土壤汚染対策法に基づく調査及び措置に関するガイドライン（改訂第3.1版）に準じ採取する。
- (5) 測定方法及び報告下限値
別表1のとおり
- (6) 結果の報告
調査結果の報告は、試料採取日から30日以内に行うこと。また、採取の際には周辺状況（気温、水温等）を記録し、採取状況を撮影したものを報告書に添付すること。
- (7) 地下水採取井戸の諸元
 - ・地下水採取孔 No.② ※1
掘削深度；GL-40.0m（有孔区間；GL-36.0～GL-38.0）
保孔管；PVC50（内径51mm、外径60mm）
 - ・地下水採取孔 No.⑦ ※2
掘削深度；GL-16.0m（有孔区間；GL-8.0～GL-16.0）

保孔管；PVC50（内径 51mm、外径 60mm）の内部に、
PVC30（内径 31mm、外径 38mm）が挿入されている

- ・地下水採取孔 No.⑧
掘削深度；GL-11.0m（有孔区間；GL-4.0～GL-9.0）
保孔管；PVC50（内径 51mm、外径 60mm）

【水路水の調査】

(1) 調査項目

別表 2 のとおり

(2) 調査回数

- ・全シアン、シアン化物、鉛、砒素、ふっ素
4 地点×1 2 回（毎月 1 回。ただし、3 月についてはその月の第 1 週。）
- ・カドミウム、六価クロム、総水銀、セレン、硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素、ほう素
4 地点×2 回（令和 8 年 6 月、同年 1 2 月）

(3) 調査場所

別図のとおり（水路水①、③、⑤、⑧の 4 地点）

(4) 試料採取方法

昭和 46 年 9 月 30 日環水管第 30 号環境庁水質保全局長通知の水質調査方法に準じ採取する。

(5) 測定方法及び報告下限値

別表 2 のとおり

(6) 結果の報告

調査結果の報告は、試料採取日から 30 日以内に行うこと。また、採取の際には周辺状況（気温、水温等）を記録し、採取状況を撮影したものを報告書に添付すること。

6 委託業務に係る提出物

- ・契約締結時 計量証明事業登録証（濃度）の写し 1 部
- ・業務着手時 着手届 1 部
- ・毎調査日ごと 結果報告書（計量証明書） 1 部
- ・完了時 完了届、結果報告書のまとめ 各 1 部

7 その他

- (1) 採取日は、数日間晴天が続き水量が安定している日とし、事前に市と協議すること。
- (2) 基準値を超える測定結果が出た場合は、直ちに市に報告すること。
- (3) 測定結果が基準値を超過した場合に、当該試料を用いて追加の測定を実施するため、必要量を当分の間、適正に保存しておくこと。なお、試料を廃棄する場合は、事前に市へ確認すること。
- (4) 異常値が認められた場合は、その経過・原因を検証し、速やかに市に報告すること。なお、受託者の過失により異常値が生じた場合には無償で再調査を行うものとする。
- (5) 分析結果（クロマトグラム、検量線等）については、後日確認できるよう保存しておくこと。保存期間は、業務完了報告後 3 年間とする。
- (6) 受託者は本業務を適切に遂行できるように精度管理を実施し記録を保存すること。

また、市が必要と認める場合には、その記録を閲覧させるものとする。

- (7) 本委託業務については、再委託を禁止する。
- (8) 当該業務委託の履行に関し、仕様書に定めのない事項については、必要に応じて市と協議して定めるものとする。
- (9) 採水現場は場内で標高差があるため、四輪駆動の車両にて調査に臨むこと。
- (10) 採水現場には電源設備がないため、移動式の電源設備を携行し調査に臨むこと。
- (11) 採水時期によって採水地点周辺における雑草の草刈り等が必要となる場合があるため、必要器具を携行し、調査に臨むこと。
- (12) 調査地点は民有地であるため、調査等で立入を行う都度、市へ連絡し日程を調整すること。

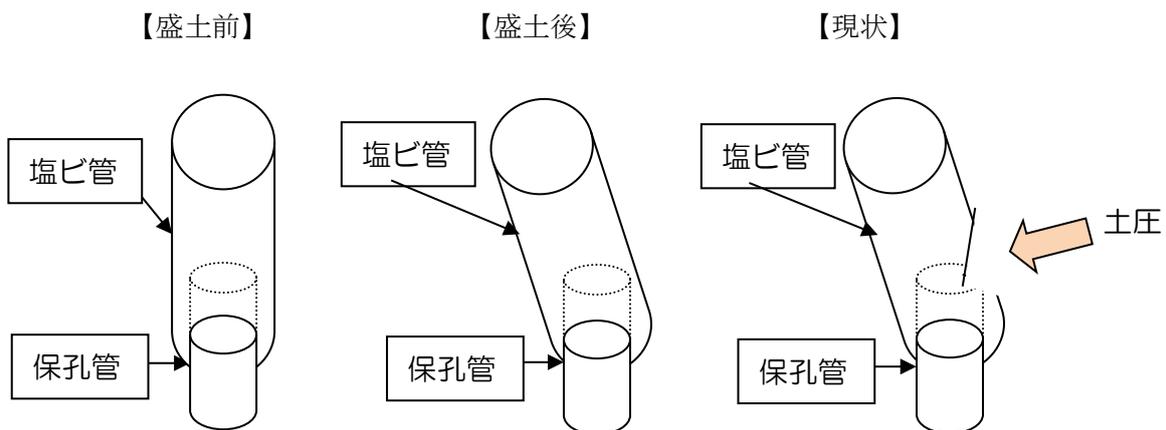
※1 「地下水採取孔 No.②」の構造及び採水時の留意点について

地下水採取孔 No.②は、当初、掘削深度 GL-32mであったが、後に当該採取孔周辺に約8mの盛土が行われたため、現在の掘削深度は GL-40mとなっている。この際、保孔管 PVC50 (内径 ; 51mm、外径 ; 60mm) に塩ビ管 (内径 ; 108mm、外径 ; 114mm) を継ぎ足したが、径が異なること、また、盛土の際に土圧がかかったことから、継ぎ目部分 (GL-8m) から上部が斜めに傾いている。その後、土圧の影響により継ぎ目付近の塩ビ管が押しつぶされ、継ぎ目部分の一部が塞がれている。(イメージ図参照)。

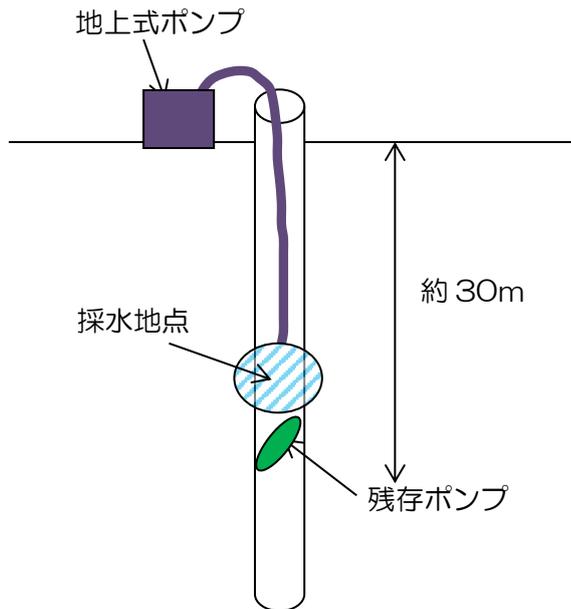
このため、通常のベラーでは継ぎ目部分でベラーが引っ掛かり採水ができず、水中ポンプも保孔管への挿入が困難であるため、滞水層まで採水管を挿入のうえ、内視鏡等の小型カメラを使用のうえ採水する必要がある。

さらに、地下水採取孔 No.②の GL-30m 付近に過去の採水時に脱落したポンプ本体が残存しているため、採水については、GL-28m 付近で行う必要がある。(平面図参照)。

イメージ図



平面図



※2 「地下水採取孔 No.⑦」の構造及び採水時の留意点について

地下水採取孔 No.⑦は、保孔管 PVC50（内径；51mm、外径；60mm）で設置されていたが、上部の有孔管から上水が差すことを防ぐため、止水措置として PVC30（内径；31mm、外径；38mm）にナイスシール（応用計測サービス㈱製の遮水パッカー材）を適所に取り付け、PVC50 の管内に挿入している。そのため、地下水採取孔 No.⑦は、他の採取孔に比べ径が小さい。

